

文京区 都市マスタープラン 2024 概要版

～協働で次世代に引き継ぐ～
安全で快適な
魅力あふれるまちづくり

文京区都市マスタープラン 2024 概要版

令和6(2024)年9月

発行／文京区

編集／都市計画部都市計画課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111(代表)

印刷番号:H0124009

文京区
BUNKYO CITY

令和6年9月

序章 はじめに

第1章 文京区の概況と取り巻く状況

第2章 魅力にあふれるまちをめざして

都市マスタープラン見直しの背景

都市マスタープランは、都市計画法に定められたもので、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

文京区では、平成23(2011)年に文京区都市マスタープランを改定し、目標年次である令和12(2030)年度まで概ね中間の時期を経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大、人口構造や社会・経済情勢の変化など、区を取り巻く都市の状況が大きく変化しています。また、上位計画である東京都の「都市計画区域マスタープラン」や「文の京」総合戦略なども策定・改定されました。

このような背景から、2011年版の記載内容が、こうした環境の変化に対応できているかを検証し、政策や計画との整合を図るための見直しを行いました。

計画期間

2011年版を継承し、平成23(2011)年度を基準として、令和6(2024)年度の見直しを経て、おおむね20年後の令和12(2030)年度を目標年次とします。

見直しの視点

今回の都市マスタープランの見直しは、文京区の持つ特性や社会潮流を踏まえ、以下の視点に基づいて進めました。

(1) 基本的な視点

基本的な視点 文京区の魅力の継承と創造

基本的事項① 良好な住環境の保全と高度な拠点形成による メリハリある市街地形成	基本的事項② 各部門における魅力を生かした まちづくり	基本的事項③ 多様な主体との連携による協働の まちづくり
低層住宅地を中心に安全で良好な環境を 保全する一方で、都心地域では、高度な 都市機能が集積した拠点形成を図ること により、メリハリある市街地を形成	土地利用、道路・交通ネットワーク、緑 と水のまちづくりなどの各部門において、 魅力を生かすことに一層配慮したまちづ くりを推進	区内に住む人、働く人、学ぶ人、地域活 動団体、非営利活動団体、事業者及び 区の各主体が連携する協働のまちづくり を推進

(2) 部門間を横断的に整理する視点

横断的視点① 人口構造変化への対応	横断的視点② 脱炭素社会への対応	横断的視点③ 大規模災害への対応
・人口増加が続く中でも生活の質を向上させる ・近い将来訪れる人口減少社会を見据える ・多様化する生活様式に対する都市の密度を生かした対応	・建築物の整備による緩和策の推進 ・交通環境整備による緩和策の推進 ・気候変動時代に対応した適応策の推進	・建築物や施設の整備、土地利用の誘導による防災・減災対策 ・災害にあっても都市活動が継続できる自立した都市づくり ・被災後もしなやかに回復できる事前復興対策

都市マスタープランの構成

都市マスタープランは、序章及び6つの章で構成されています。

第2章では、第1章で示した見直しの視点のうち、基本的な視点である魅力の継承と創造について、基本的事項を整理しました。

また、第4章の部門別方針を定めるにあたっては、第1章の3つの横断的視点を踏みました。

序章 はじめに

都市計画マスタープランの基本的事項を示します

1 都市マスタープランとは

2 都市マスタープラン見直しの背景

3 計画期間

4 都市マスタープランの構成

第1章 文京区の概況と取り巻く状況

文京区の歴史や人口構造、まちづくりのこれまでの成果と今後の課題や近年の社会動向等を踏まえ、見直しの視点を整理します

1-1 文京区の概況

1-2 ひとの動向

1-3 まちづくりの成果と今後の課題

1-4 東京における文京区の位置づけ・役割

1-5 まちを取り巻く新たな潮流

1-6 見直しの視点

基本的な視点
魅力の継承と創造

横断的視点①
人口構造変化
への対応

横断的視点②
脱炭素社会
への対応

横断的視点③
大規模災害
への対応

第2章 魅力にあふれるまちをめざして

継承すべき魅力の要素と新たな魅力の創造のための視点から、魅力を生かすまちづくりに向けた基本的事項を整理します

2-1 継承すべき魅力

2-2 新たな魅力の創造

2-3 魅力を生かす まちづくりに向けて

基本的事項①
良好な住環境の保全と
高度な拠点形成による
メリハリある市街地形成

基本的事項②
各部門における
魅力を生かした
まちづくり

基本的事項③
多様な主体との
連携による協働の
まちづくり

第3章 まちづくりの目標と将来構造

まちづくりの目標をまちの将来の姿とともに示すとともに、それを実現するための
まちの将来都市構造を示します

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

第4章 部門別の方針

まちづくりの目標と将来構造等を実現するため、6つの部門別にまちづくりを進めていく上の基本的な考え方と基本方針を定めます

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成方針

4-6 防災まちづくり方針

部門間を横断的に整理する3つの視点
対応
横断的視点①
人口構造変化への
対応
横断的視点②
脱炭素社会への
対応
横断的視点③
大規模災害への
対応

第5章 地域別の方針

3地域5区分それぞれのまちの課題と将来像及び方針を示します

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部

第6章 実現化に向けて

協働や効率的かつ効果的なまちづくりの推進に向け、まちづくりの推進方策を示します

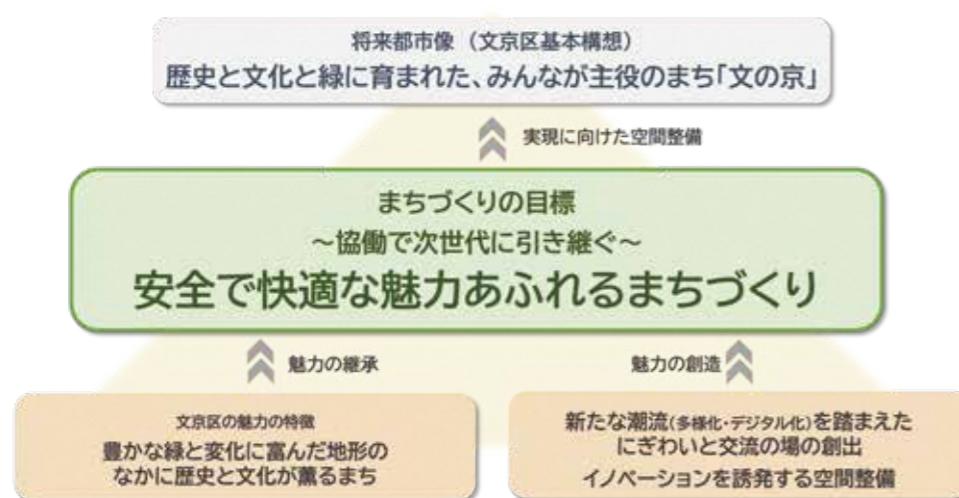
6-1 基本的な考え方

6-2 持続的なまちづくりのための推進方策

第3章 まちづくりの目標と将来構造

まちづくりの目標

様々な人々が知恵を出し協力し合いながら、共通の目標に向かって、まちづくりに取り組んでいくことが重要であることを踏まえ、「まちづくりの目標」を次のように設定します。



将来の姿

「まちづくりの目標」の実現に向けて、文京区が目指すまちの「将来の姿」を以下通り設定します。

① 文京区の魅力の要素や特徴が生かされたまち

- (1) 文京区のイメージを象徴する庭園や寺社、大学など魅力となる資源が生かされた、歴史と文化の薫り高いまち
- (2) 文京区の特徴である豊かな緑に囲まれた、環境に優れたまち
- (3) 起伏に富んだ地形が誇る風景や、界隈ごとに展開する個性ある風景と、緑が美しく調和した、優れた景観のあるまち
- (4) 多様な主体の交流による、イノベーションを生み出すまち



② 安心して暮らせる安全なまち

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市施設や建築物が整備され、誰もが安心して生き生きと住み続けられるまち
- (2) 魅力を生しながら防犯性と防災性を兼ね備えた安全なまち



③ 快適で活力のある持続可能なまち

- (1) 住む場所と働く場所と学ぶ場所が調和し、誰にとっても便利で快適なまち
- (2) 抱点を中心に憩い、にぎわい、国内外から多くの人が訪れ、交流が広がる活力あるまち
- (3) 脱炭素を実現し、自然環境が有する多様な機能が生かされた持続可能なまち



④ 区民等と区が協働する心が通う豊かなまち

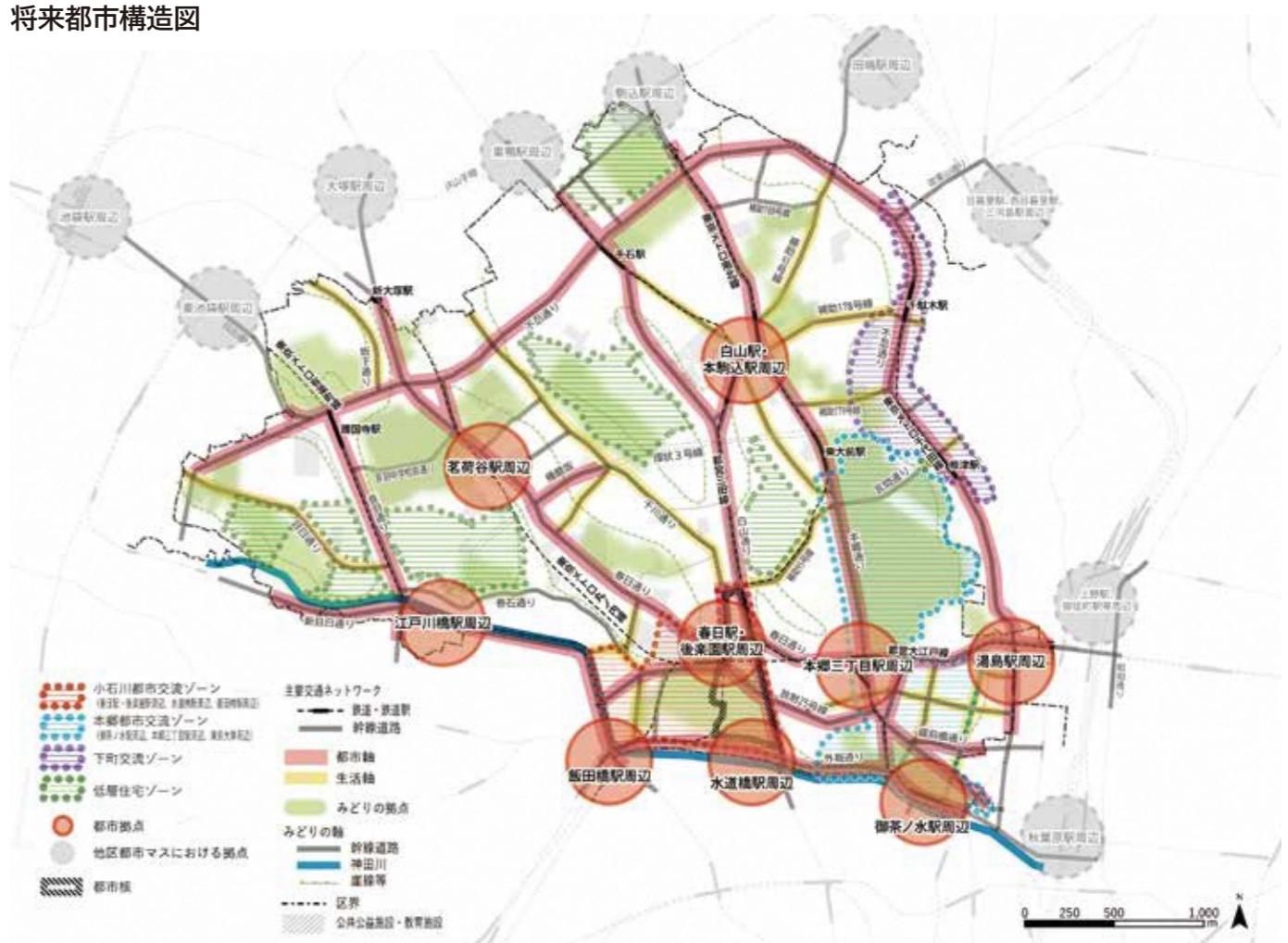
- (1) 区民等が自分たちのまちをより良いものにしていくという積極的な意識をもち、区民等と区が協働するまち
- (2) 文京区に関わるすべての人が、地域社会を構成する一員として互いに支え合う、心が通う豊かなまち



まちの将来構造

「まちづくりの目標」と「将来の姿」を実現するための「まちの将来構造」を以下の通り設定します。

将来都市構造図



	都市拠点	● 土地の高度利用・有効利用による、商業・業務機能や地域特性に応じた都市機能の集積、にぎわいや交流を生む空間の創出、駅とまちとのつながりを高める施設の整備を誘導
	都市核	● 高次都市機能施設がコンパクトに集積し、区内各地からの地下鉄やバスの交通利便性が高い、文京区の中心的な役割を担う地区を形成
	主要交通ネットワーク	● 鉄道は文京区にとって区内外を結ぶ最も重要な交通ネットワークとしての機能を果たすとともに、駅を中心とした各交通機関の交通結節点を形成 ● 幹線道路は、広域交通ネットワーク及び区内を結ぶ主要な交通ネットワークとしての機能を果たすとともに、沿道の土地利用に応じた交流機能を形成
	都市軸	● 最寄りの住民等の生活利便機能や、道路と一緒に骨格的な景観・防災機能を形成 ● 駅周辺を中心として、土地の高度利用・有効利用を図り、都市拠点に準じた都市機能の集積と交流空間の創出等を誘導
	生活軸	● 最寄りの住民等の生活利便機能や、道路と一緒に骨格的な景観・防災機能を形成
	みどりの拠点及びみどりの軸 (幹線道路・神田川・崖線等)	● みどりの量的な底上げと質の向上を図り、良好な景観、気候変動への対応、防災、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上など、多様な機能を有するグリーンインフラとして、みどりのネットワークの骨格を形成

第4章 部門別の方針

第3章のまちづくりの目標と将来の姿、まちの将来構造を実現するために、6つの部門別の方針を定めました。部門別の方針の各施策は、関連する部署が連携を図りながら推進することが重要であるため、第1章で示した3つの横断的視点を切り口に、各部門間の関係性を整理し、関連する視点のアイコンを附しています。

4-1 土地利用方針

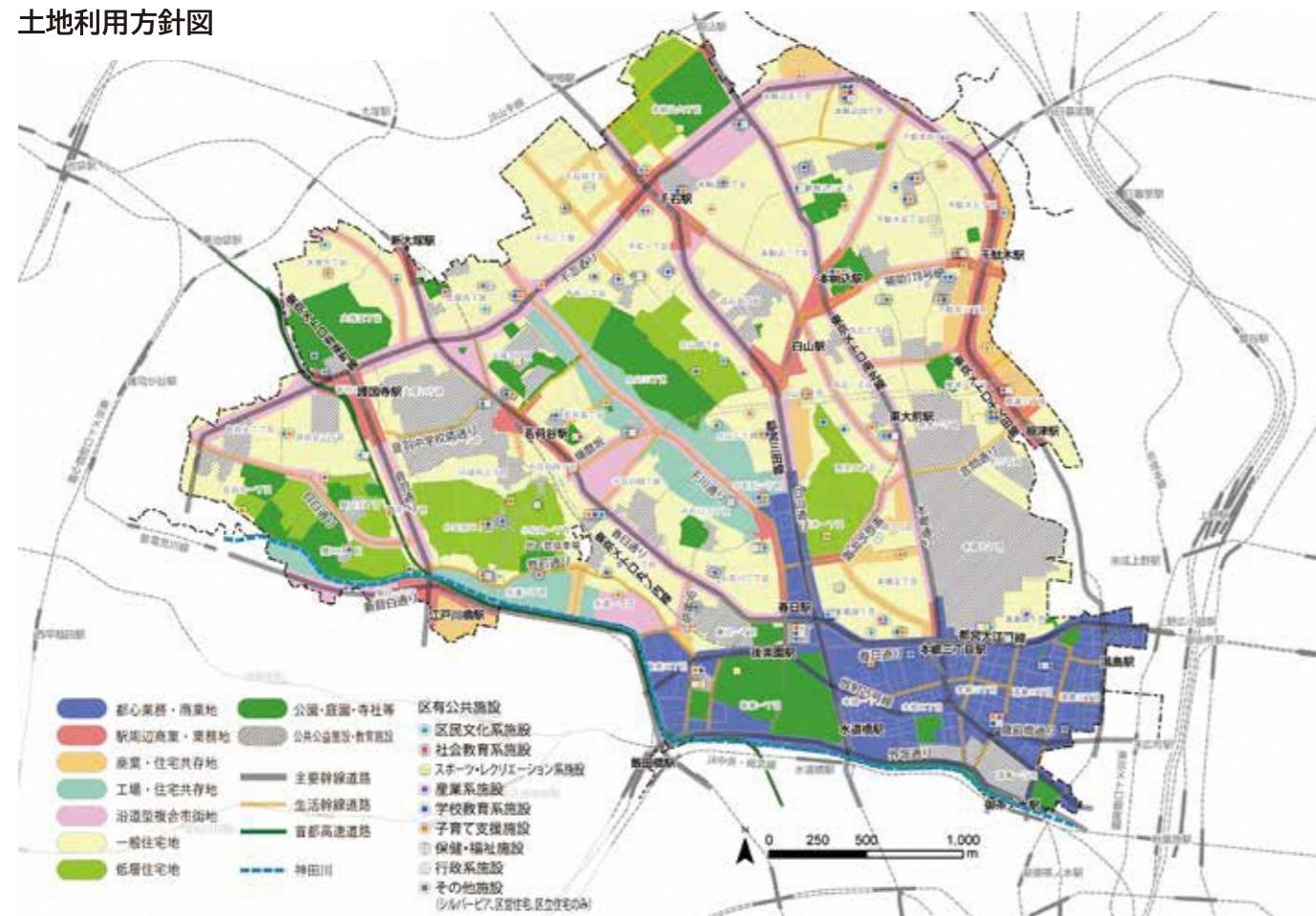
土地利用に関する基本方針

土地利用の配置方針	●以下の各土地利用を配置 都心業務・商業地、駅周辺商業・業務地、沿道型複合市街地、商業・住宅共存地、工場・住宅共存地、一般住宅地、低層住宅地、公園・庭園・寺社等、公共公益施設・大学等教育施設、区有公共施設
土地利用の誘導方針	① 良好的な土地利用の推進 <small>人口 災害</small> ・土地利用の配置方針に基づき、地域特性に応じた適正な土地利用を誘導 ② 土地利用に応じた脱炭素化の誘導 <small>脱炭素 災害</small>

建築物の高さに関する基本方針

建築物の高さに関する市街地区分	●建築物の高さについて、地区の特性に応じて6つ（都心型高層市街地、沿道型高層市街地、中高層市街地、低中層市街地、低層市街地、公共公益施設・教育施設）に区分
建築物の高さの最高限度の方針	●建築物の高さの最高限度の方針を定める

土地利用方針図



4-2 道路・交通ネットワーク方針

歩行・自転車利用の環境整備

- 誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行空間の整備 人口 災害
- 自転車を利用しやすい環境の整備 人口 災害
 - ・自転車通行空間の計画的整備・適切な維持管理
 - ・自転車駐車場の整備の誘導 など
- 居心地が良く歩きたくなる道路環境整備 人口
 - ・地元組織と区が協働し、沿道の店舗や公開空地等との一体的な活用 など

公共交通機関の利便性向上のための環境整備

- 安全で利用しやすい環境整備 人口 災害
 - ・交通結節点でのバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備
 - ・コミュニティバスの利便性の向上、更なる情報技術の活用
 - ・シェアサイクルの利便性向上 など

道路網の整備

- 安全で快適な道路ネットワークの形成 人口 災害
- 幹線道路の整備 人口 災害
- 生活道路の整備 災害
- 環境に配慮した道路整備 脱炭素
 - ・雨水の浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装
 - ・街路樹や植栽帯の整備、安全性を確保した維持・管理 など

道路・交通ネットワーク方針図



4-3 緑と水のまちづくり方針

公園・庭園や 公共施設のみどりの 整備・保全	①公園・庭園のみどりの保全 ②公園の整備・再整備 ③水辺空間の保全と整備 ④公共施設のみどりの保全と整備
寺社、教育施設等 のまとまったく みどりの保全	①寺社のみどりの保全 ②教育施設等のみどりの保全
敷地での 取組の推進	①区民等によるみどりの保全と創出 ・敷地内のみどりの保全・緑化、屋上・壁面緑化の推進など ②大規模敷地でのみどりの創出 ・再開発等における公開空地の確保や緑地確保の誘導など ③みどりを楽しめる環境の創出
みどりの ネットワークの形成	①みどりの軸の整備 ・幹線道路・神田川・崖線をみどりの軸として整備など ②みどりの厚みとつながりの向上 ・みどりの拠点やみどりの軸の隣接地における緑化の誘導など



緑と水のまちづくり方針図



4-4 住宅・住環境形成の方針

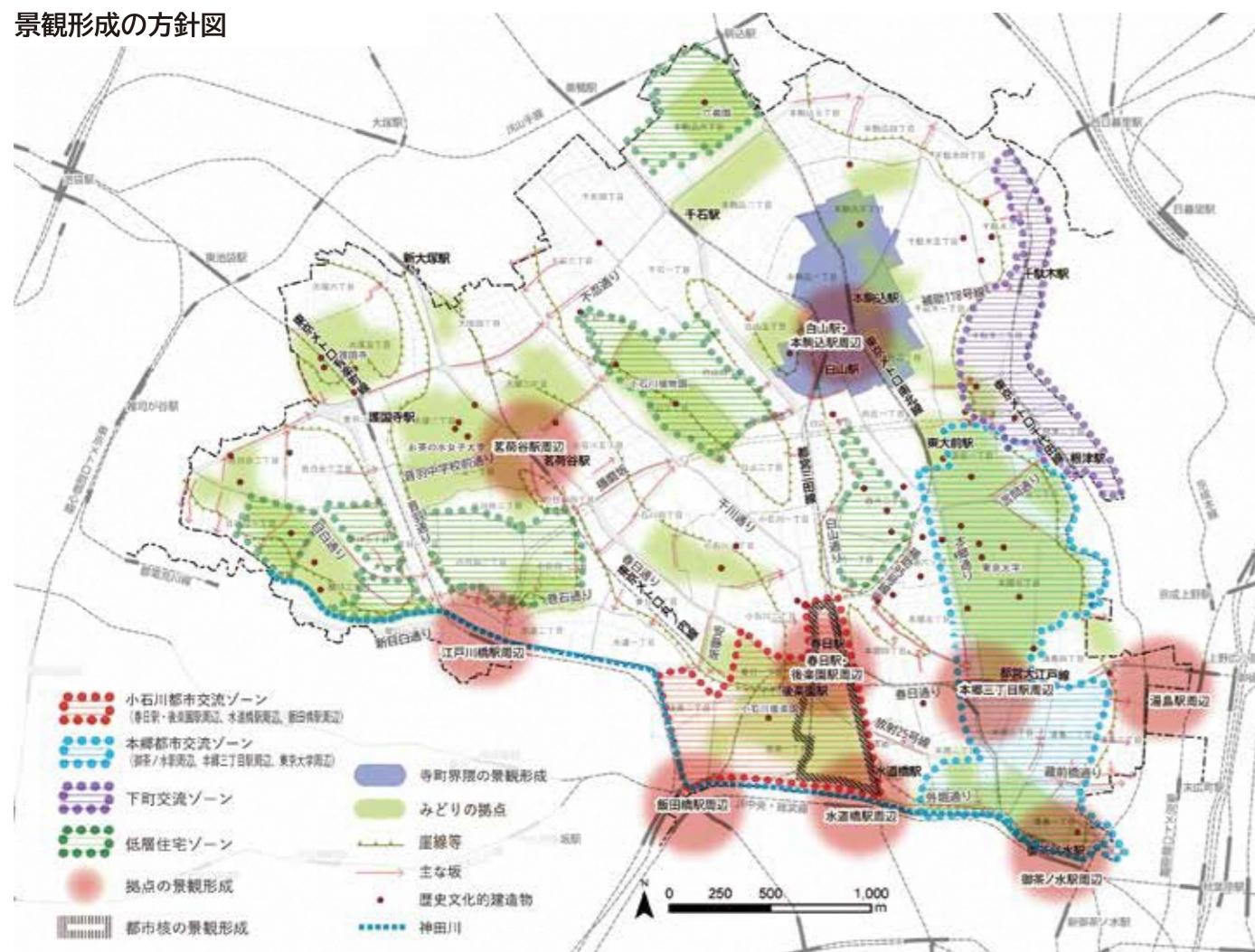
良質な 住宅ストックの 形成	①環境・防災性能等の高い住宅の推進 ・住宅の新築・改修における脱炭素への取組の誘導 ・中高層住宅の建設にあたり、緑化や脱炭素、防災への取組を誘導など
	②多様なニーズに対応した住宅 ・地域特性に応じた、多様なニーズに対応する良質な住宅の誘導 ・子育て世帯や高齢者、障害者などのニーズや、多様な生活スタイルや住まい方に対応する住宅の誘導
良好な住環境の 形成	③高経年化する住宅ストックの適切な管理と活用 ・高経年化したマンションの適正な維持管理の促進、円滑な改修・建替え等の支援 ・総合的な空家等対策の推進など
	①誰もが暮らしやすい住環境の形成 ・バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した住宅や住環境の整備の誘導など
地域特性に応じた 良好な住宅地の 形成	②良好な空間整備の誘導 ・オープンスペースの創出、道路空間の活用等による区民の交流を生む空間の形成 ・地区計画などを活用したまちづくりにおける高層建築物による周辺の住宅市街地への影響の緩和など
	①低層住宅地・一般住宅地 ・建替え等に伴う敷地の細分化の抑制、細街路の拡幅整備の推進 ・木造住宅の密集する地域における建築物の耐震化・不燃化の促進など
生活利便性の 維持・向上のため の商業地の形成	②沿道型複合市街地 ・商業・業務機能の集積や連続性を確保したマンションによる、交通利便性やバリアフリー性の高い住宅の誘導など
	③商業・住宅共存地 ・マンション建設等における低層部分への店舗の設置の誘導など
防犯性の高い 都市空間の形成	④工場・住宅共存地 ・マンション建設等における、振動・騒音を防ぐ措置など良好な住環境を確保するための対策の推進
	①身近な商業地の利便性向上 ・駅周辺における商業機能やサービス機能の集積の誘導 ・幹線道路沿道における低層部分への商業機能の誘導など
防犯性の高い 都市空間の形成	②商業地の魅力の向上 ・駅周辺や幹線道路沿道における道路と沿道の一體的な活用 ・商店街のにぎわいを創出するための道路空間の整備・活用
	①防犯性の高い公共施設整備 ・道路整備や公園整備における防犯性の向上
地域活動支援	②地域活動支援 ・防犯まちづくりにつながる活動の支援など
	 

4-5 景観形成方針

景観づくりの推進	① 体系的な景観づくりの推進 人口 ・景観計画に基づく、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による区の魅力を生かした景観づくりなど
	② 公共施設における取組 人口 ・公園・庭園、公共施設の敷地における景観に十分配慮した整備の推進 など
	③ 景観に対する意識の向上 ・景観に関するパンフレットの配布や表彰、イベント等の実施
文京区の特性を生かした景観形成	① 良好的な景観の継承と活用 人口 災害 ・坂道や崖線の斜面緑地などの保全・改修等による起伏に富んだ地形が誘起する風景の継承 ・界隈ごとに展開する風景の個性を尊重した景観づくり ・神田川沿いの水辺空間の魅力を高め、潤いを感じさせる景観づくり など
	② 活力とにぎわいのある景観の創出 人口 ・都市交流ゾーン、都市拠点、都市核、都市軸・生活軸における居心地の良い公共空間の創出



景観形成の方針図

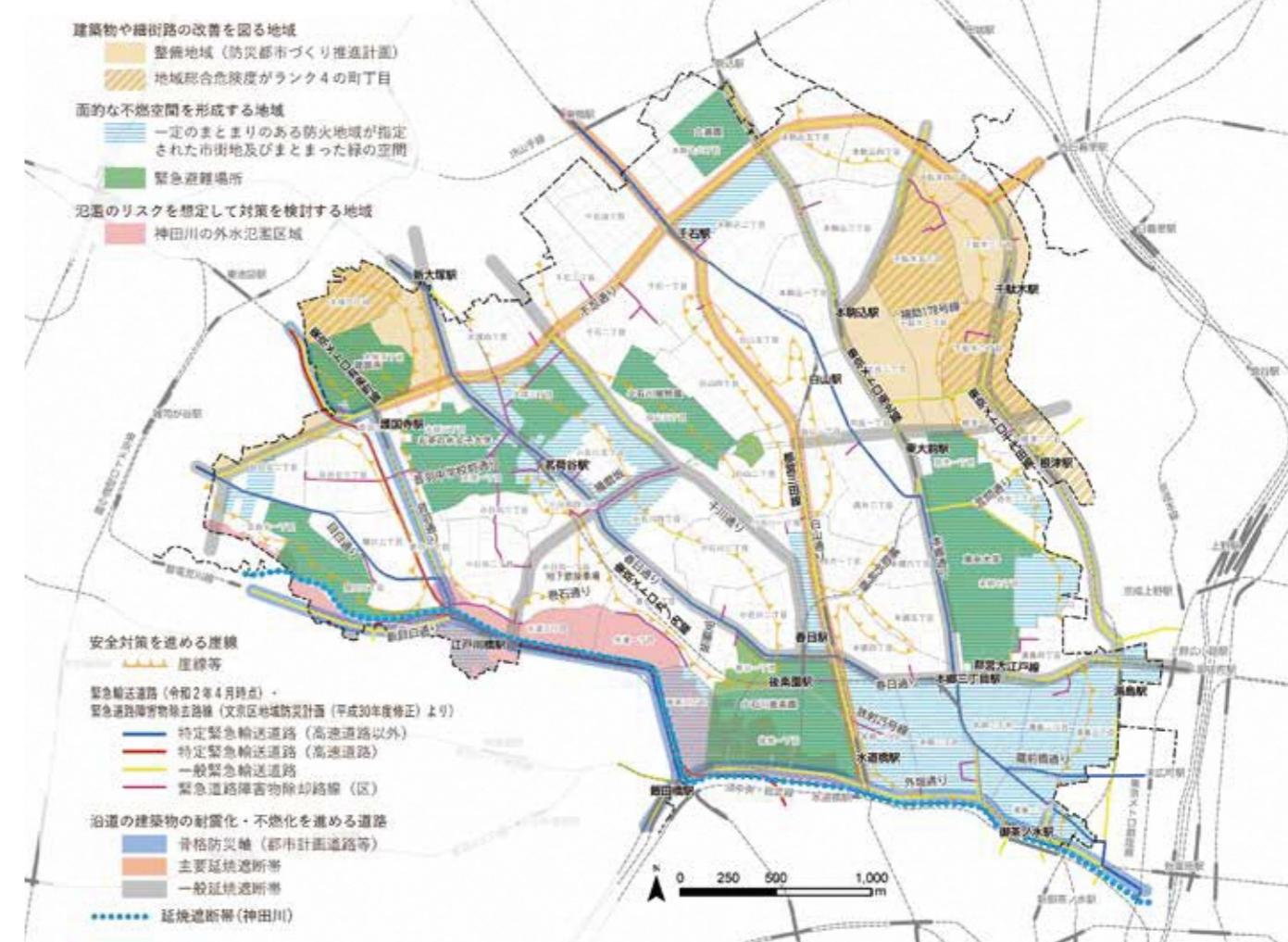


4-6 防災まちづくり方針

災害に強いまちづくりの推進	① 震災に強い市街地形成 災害 ・市街地の火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成 ・建築物の耐震化・不燃化の支援を図り、不燃空間形成を促進 など
	② 土砂災害・風水害に強い市街地形成 災害 ・土砂災害の危険が高い地域における危険性の周知や安全対策の支援 ・東京都の神田川の改修事業等と連携した治水対策の推進 ・区内全域を対象とした雨水流出抑制対策の推進 など
災害時の避難対策や生活継続性の確保	① 避難路や物資輸送路の確保 災害 ・特定緊急輸送道路沿道等の建築物の耐震化の誘導 ・主要幹線道路等における無電柱化の推進 など
	② 避難空間の整備と帰宅困難者対策 人口 災害 ・避難所の環境改善の推進、帰宅困難者対策の推進 など
事前復興	③ 災害時の生活継続 人口 災害 ・在宅避難を推進するための対策の強化 ・中高層共同住宅における防災対策の推進 など
	① 事前復興に向けた取組 人口 災害 ・被災後のるべき姿と復興に向けた体制・手順の検討 ・住宅、福祉、環境、医療、雇用、産業などの復興に向けた施策を総合的かつ計画的に推進 など



防災まちづくり方針図



第5章 地域別の方針

ここでは、文京区を5つの地域に区分して、前章までの文京区全体のまちづくりの目標や、部門別の方針を踏まえ、よりきめの細かい地域ごとのまちづくり方針を示します。

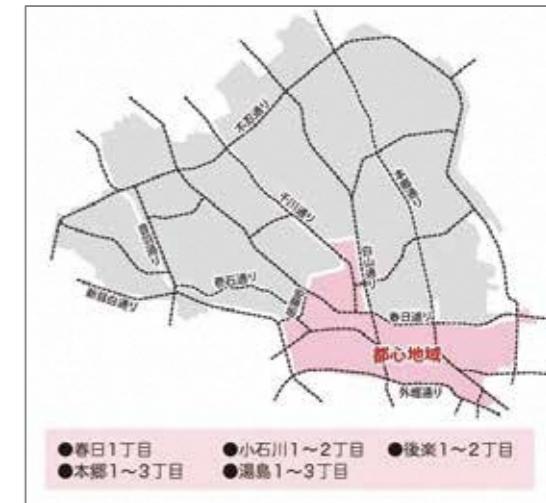
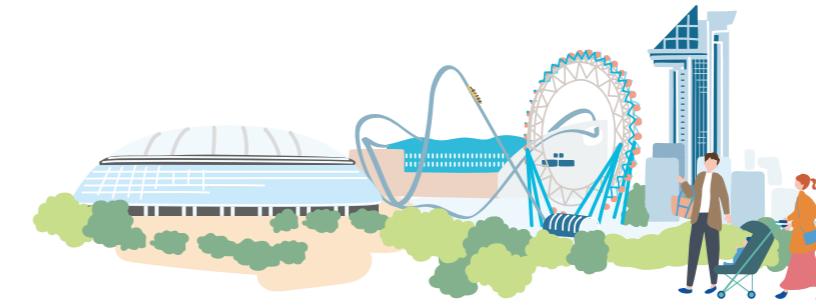
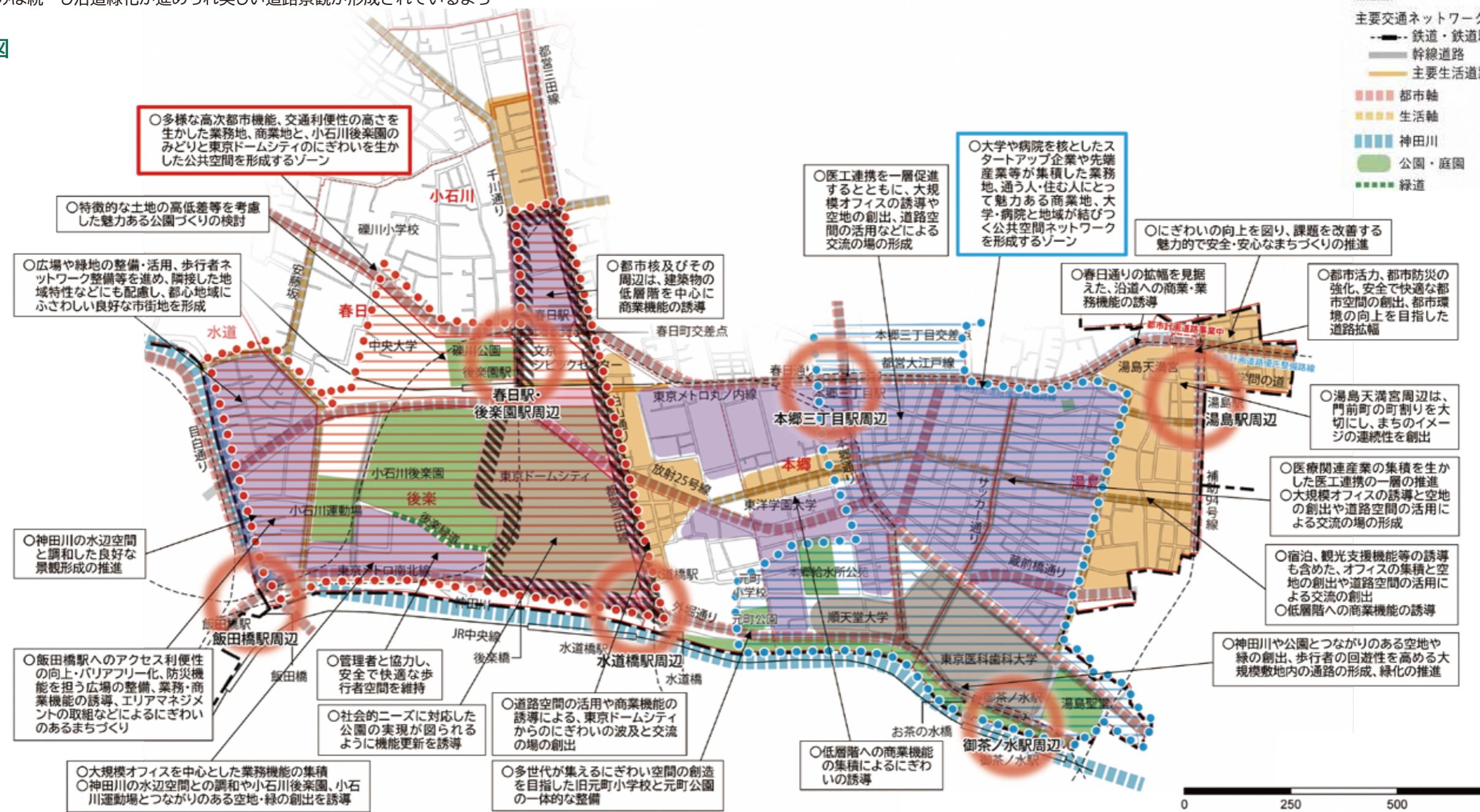
5-1 都心地域

将来の姿

豊かな緑と都市機能が集積し、にぎわいと活力と交流のある、中層から高層の複合市街地を基本としたまち

- 文京シビックセンター、東京ドームシティ、中央大学、春日駅・後楽園駅周辺、水道橋駅周辺及び飯田橋駅周辺の一带は、文京区を代表するシンボリックなゾーンとして、豊かなみどりとにぎわいと広域的な交流があるまち
- 本郷三丁目周辺から御茶ノ水につながる一帯は、産・官・学と地域の連携により課題解決が図られているまち
- 湯島駅周辺は、隣接する台東区の上野・浅草地区や御徒町駅周辺と連続した安全で快適に歩けるにぎわいのあるまち
- 春日通りや白山通りなどの都市拠点間を直接連絡する道路や千川通りは、歩きやすく、沿道では活力ある都市活動があり、まち並みは統一し沿道緑化が進められ美しい道路景観が形成されているまち

まちづくり方針図



5-2 下町隣接地域

将来の姿

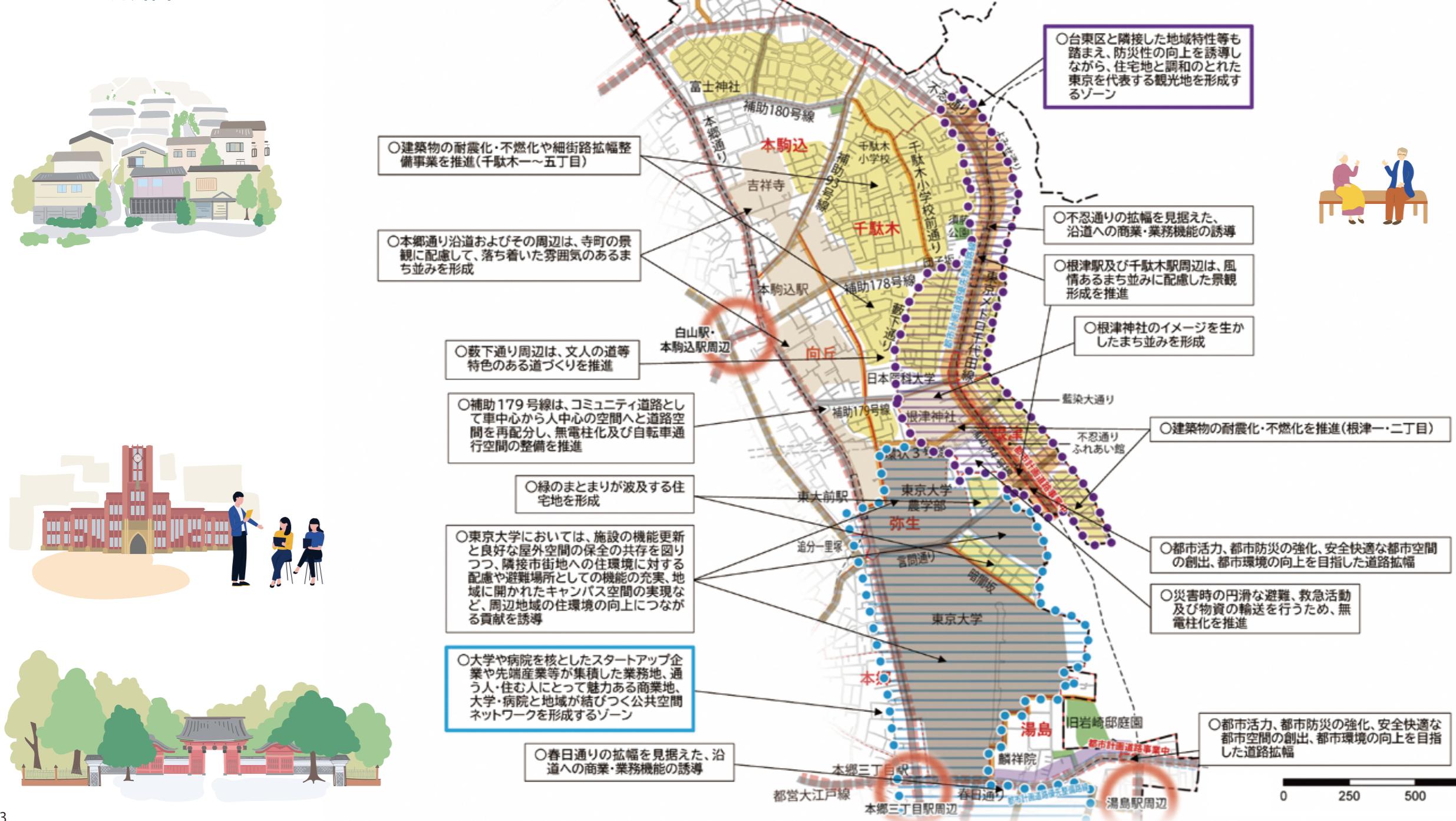
根津・千駄木界隈の個性ある風景や資源が生かされた
低層から中層の住宅市街地と東京大学が連携・融和したまち

- 東京大学が、地域と連携・融和した都市環境と機能を形成し、世界をリードする研究・教育の拠点としての機能を果たすまち
- 根津駅・千駄木駅周辺の風情あるまち並みが大きな魅力となり、多くの来訪者と地域の買い物客とが一体となってにぎわうまち
- 春日通り、本郷通り、不忍通りをはじめとする主要幹線道路や生活幹線道路は歩きやすく、沿道では活力ある都市活動が行われ、まち並みは統一し沿道緑化が進められ美しい道路景観が形成されているまち

- 幹線道路の後背地は、良好な低中層の住宅市街地が広がり、東京大学や根津神社などのまとまった緑が市街地に潤いを与えるまち
- 千駄木小学校前通り、根津・千駄木の路地のある界隈、根津神社周辺、藪下通りなどの空間は、地域特性や歴史を生かし特色ある景観形成が進められ、下町風情があふれるまち
- 根津一・二丁目、千駄木一から五丁目を中心に、耐震化、不燃化、細街区拡幅整備などによる防災まちづくりが進むまち



まちづくり方針図



5-3 山の手地域東部

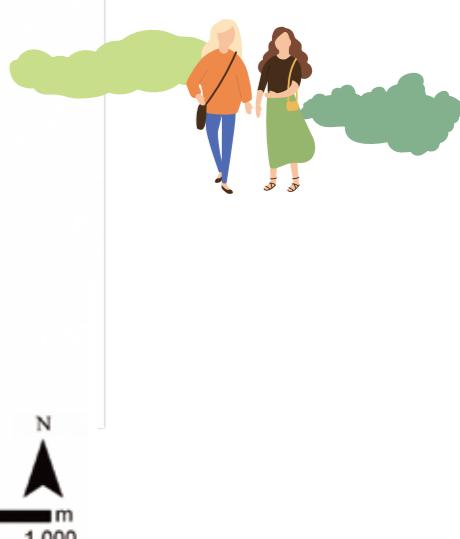
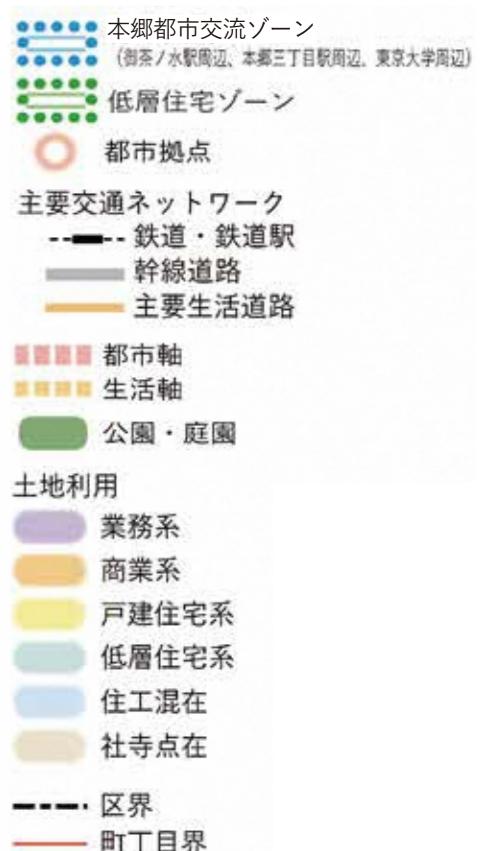
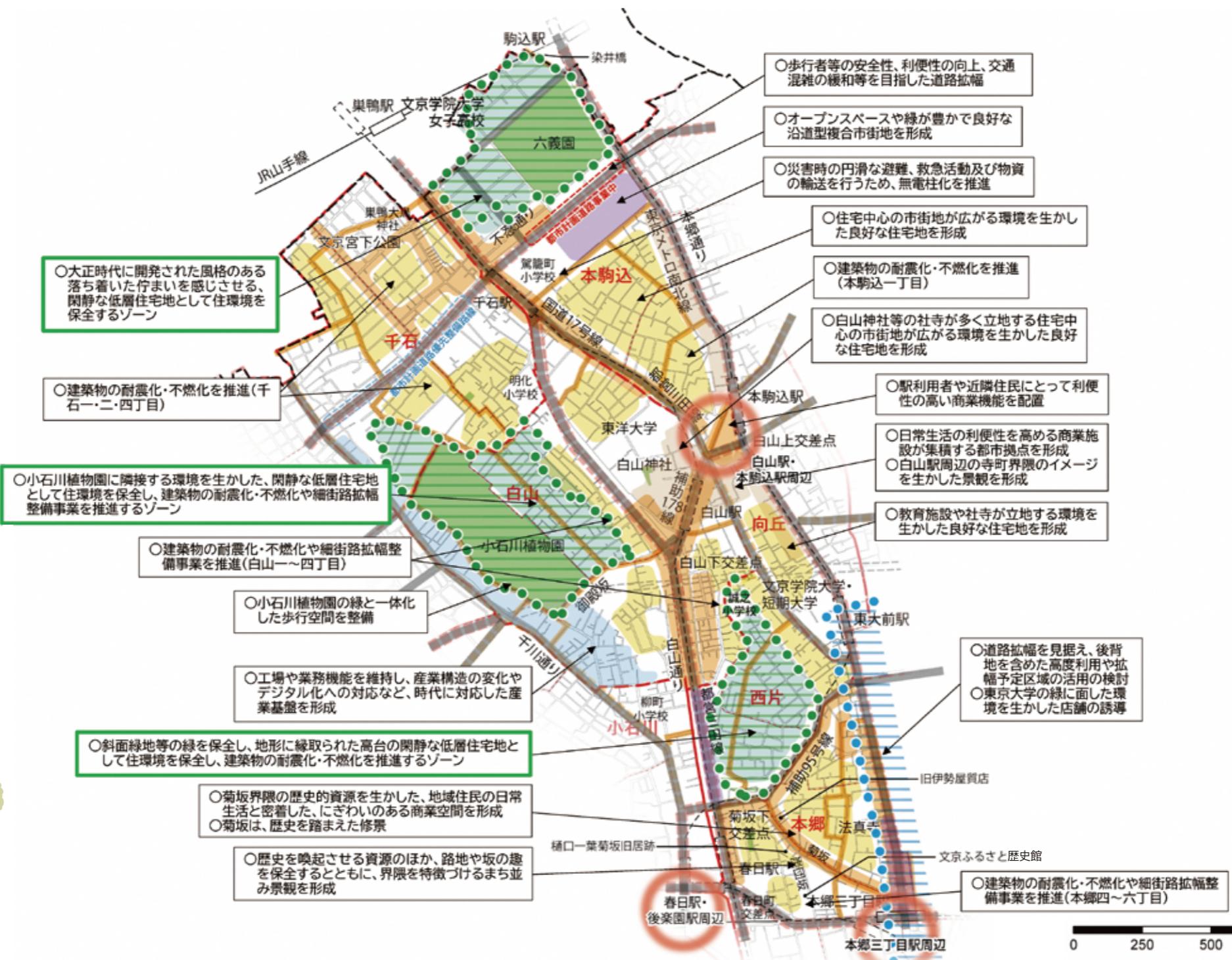
将来の姿

みどりの拠点や閑静な住宅地を中心に豊かな緑に囲まれた、低層から中層の住宅市街地を中心としたまち

- 本郷三丁目駅周辺は、本郷通りや春日通り沿道を中心に業務・商業機能が集積し、来訪者や近隣住民が交流するにぎわい空間が形成されているまち
- 白山駅周辺は、本駒込駅周辺から白山下交差点周辺にかけて、日常の買い物や散策、周辺寺社への参拝など様々な人々でにぎわうまち
- 不忍通り、白山通り、本郷通りをはじめとする幹線道路は歩きやすく、沿道では活力ある都市活動がある中で、まち並みは統一し沿道緑化が進められ美しい道路景観が形成されているまち

- 西片一・二丁目や白山四丁目、本駒込六丁目、千石二丁目には閑静で良好な低層住宅地が広がり、六義園や小石川植物園などのまとまった緑が市街地に潤いを与えていたるまち
- 六義園周辺、菊坂を中心とした本郷界隈、白山駅周辺の寺町や路地のある界隈などにおいて、地域特性や歴史を生かした特色ある景観形成が進められているまち
- 本郷四丁目から六丁目や白山一丁目から四丁目、本駒込一丁目、千石一・二・四丁目を中心に耐震化、不燃化、細街路拡幅整備などによる防災まちづくりが進むまち

まちづくり方針図



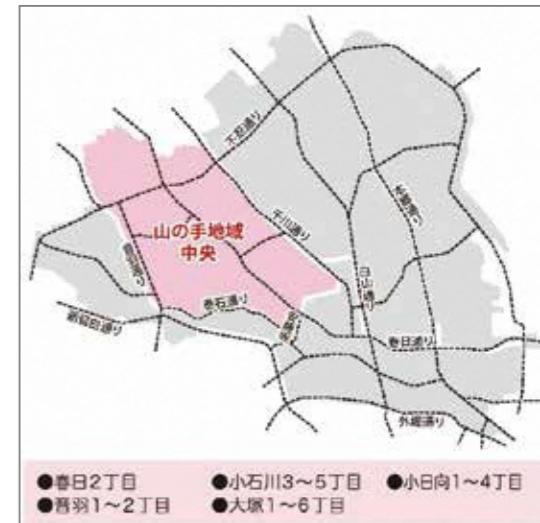
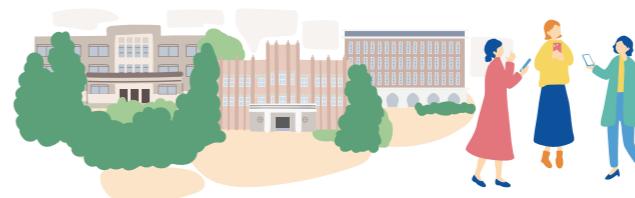
5-4 山の手地域中央

将来の姿

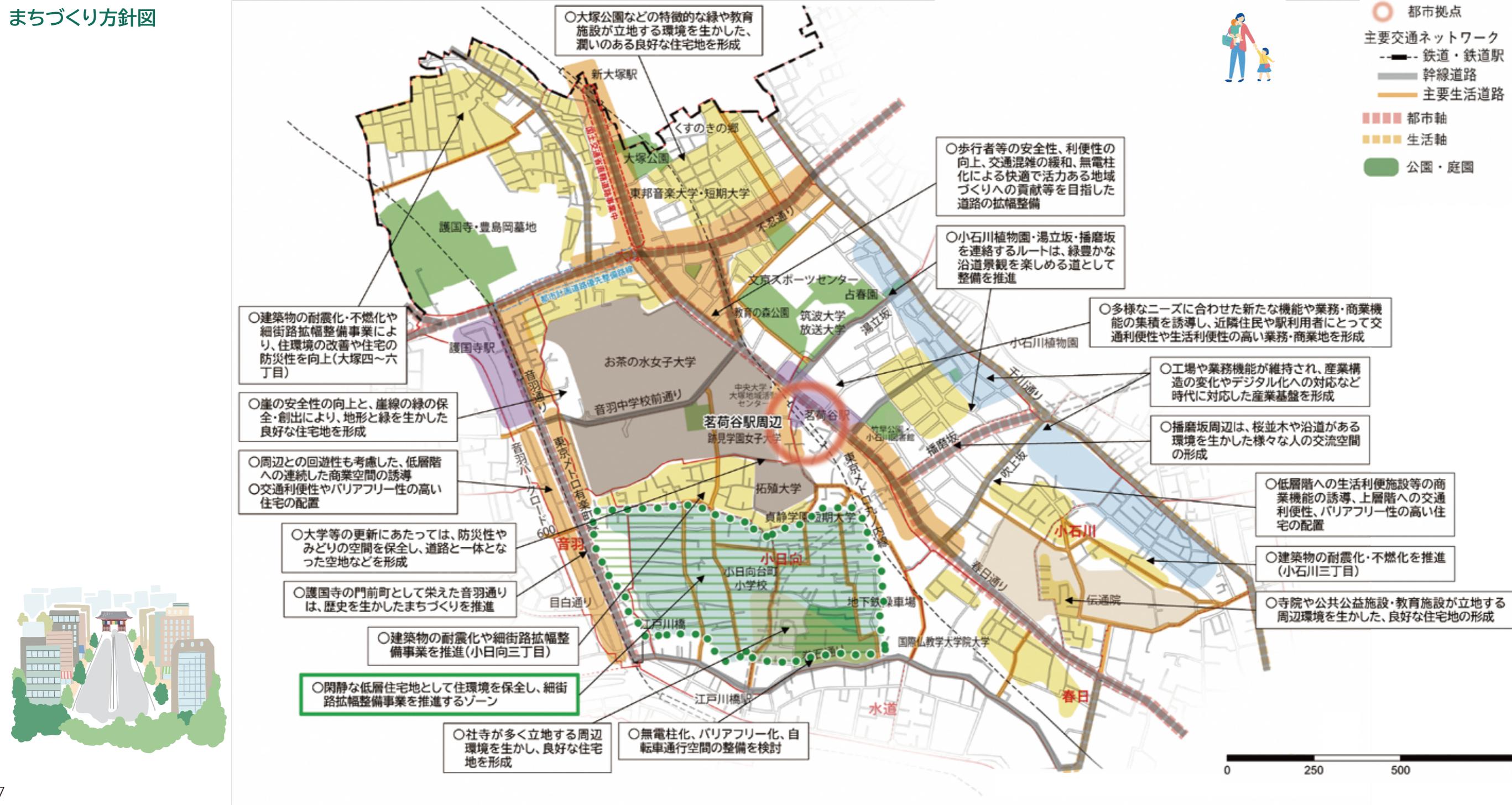
教育施設が多く集積し文化の薰り高く多様な世代が集う、
低層から中層の住宅市街地を基本としたまち

- ・ 茗荷谷駅周辺は、教育施設や公共施設とともに日常生活の利便性を高める商業施設が集積し、多様な世代が集うにぎわいのあるまち
 - ・ 春日通り、音羽通り、不忍通りをはじめとする幹線道路は歩きやすく、沿道では活力ある都市活動が行われるとともに、まち並みは統一し沿道緑化が進められ美しい道路景観が形成されているまち
 - ・ 小日向一・二丁目、音羽一丁目には閑静で良好な低層住宅地が広がり、教育の森公園や護国寺などのまとまった緑が市街地に潤いを与えているまち

- ・ 伝通院周辺、小石川植物園、播磨坂及び湯立坂などにおいて、地域特性や歴史を生かした特色ある景観形成が進められているまち
 - ・ 大塚五・六丁目を中心不燃化、耐震化、細街路拡幅整備などによる防災まちづくりが進むまち



まちづくり方針図



5-5 山の手地域西部

将来の姿

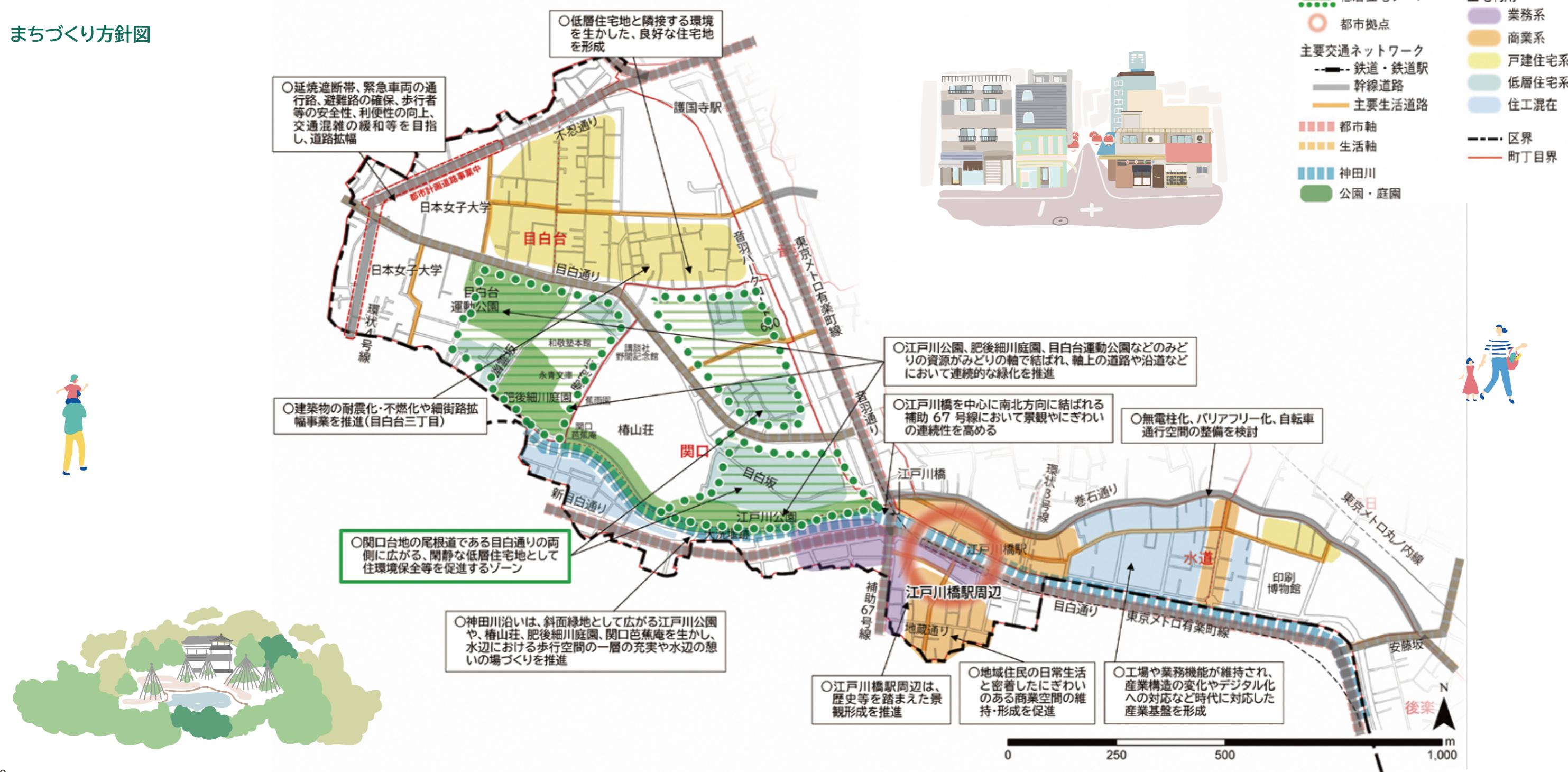
起伏に富んだ地形の中に神田川と庭園の水と緑が美しく調和した、
低層から中層の住宅市街地を基本としたまち

- 江戸川橋駅周辺は、神田川沿いに江戸川橋から西に広がる豊かな緑と一体となり、日常の買い物や業務、散策など様々な人々でにぎわうまち
 - 新目白通り、不忍通りをはじめとする幹線道路は歩きやすく、沿道では活力ある都市活動が行われるとともに、まち並みは統一し沿道緑化が進められ美しい道路景観が形成されているまち
 - 関口二・三丁目や目白台一丁目には、閑静で良好な低層住宅地が広がり、関口台地の南斜面に広がる広大な緑地と神田川の水辺が市街地に潤いを与えていたまち

- 神田川、肥後細川庭園、目白通り、胸突坂及び幽霊坂などにおいて、地域特性や歴史を生かした特色ある景観形成が進められているまち
 - 目白台三丁目を中心に耐震化、不燃化、細街路拡幅整備などによる防災まちづくりが進むまち



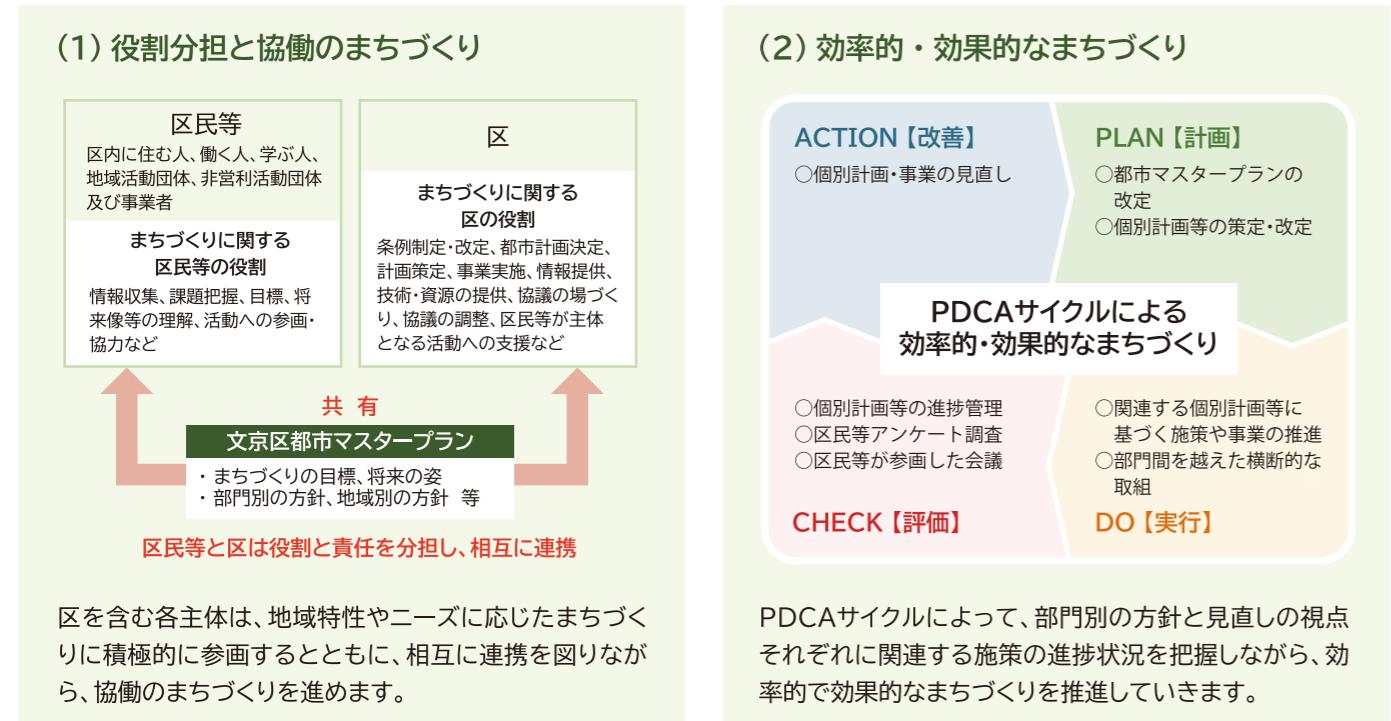
まちづくり方針図



第6章 実現化に向けて

基本的な考え方

都市マスターplanの実現化に向けた基本的な考え方は、以下の通りです。



区を含む各主体は、地域特性やニーズに応じたまちづくりに積極的に参画するとともに、相互に連携を図りながら、協働のまちづくりを進めます。

持続的なまちづくりのための推進方策

都市マスターplanを推進するにあたっては、以下の3つの取り組みを大きな柱とします。

協働によるまちづくりの推進	① 区民等が主体のまちづくりの推進 ・まちづくりに関する情報の提供 ・まちづくり活動や合意形成への支援 ② 行政の連携による横断的な施策の推進 ・府内の横断的な取り組み ・国・都・隣接区などとの連携や協力体制の強化	
まちづくりの実現に向けた多様な手法の活用	① デジタル技術とデータの活用による情報共有等の推進 ・オープンデータ、ビッグデータ、統計データ等の活用 ・3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化 ② 多様な手法の連携によるまちづくりの実現 ・都市計画制度等の効果的な活用 ・部門間の横断的な連携による効果的な施策の組み合わせ	
都市マスターplanの進行管理	・「文の京」総合戦略や個別計画による進行管理 ・目標年次(2030年度)にあわせて改定の検討 ・検証にあたってはハード面だけでなくソフト面の進捗状況にも留意	

協働によるまちづくりの推進

都市マスターplanの実現に向けて、以下に示すように区民等と区が協働し、まちづくりを進めています。



解説 区民等が主体のまちづくりの例

① 地区計画

地区計画とは、今ある居住環境の保全や魅力ある商店街などのまち並みを誘導するため、建物の建て方や道路、公園などの配置などを定める地区独自のまちづくりルールです。区とそのまちに関わる区民等が連携し、話し合いを進めながら、地区の実情に応じた計画をつくっていきます。

地区計画は、用途地域を補完するルールであり、地区計画を定めると地区内で建築・開発行為等をする際、その内容に沿って規制・誘導が行われ、目標とするまちづくりの実現を図ることができます。



出典：東京都都市整備局 HP「地区計画とは」

② 都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、地域のまちづくりを進めるにあたって必要となる都市計画の決定や変更について、区や都に対して提案できる制度です。

提案主体
・区域内的土地所有者等
・まちづくりNPO法人など営利目的としない法人等
・独立行政法人都市再生機構などまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

提案できる
都市計画の
例
・地区計画
・土地利用(用途地域、高度地区、高度利用地区など)
・都市施設(道路、下水道、公園、緑地等など)
・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業など)

③ エリアマネジメント

地域における良好な環境や価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取組として、エリアマネジメントが各地で盛んになってきています。

<事例>
神奈川県横浜市・青葉美しが丘住宅地エリアマネジメント
良好な居住環境やまち並みを維持することを目的に、自治会が母体となって、まちづくりルールの策定・運用やまちの清掃、防災・防犯を実施しています。



出典：美しが丘中部自治会 HP